



ACTION!
健康経営

健康経営優良法人認定制度申請の要点

健康経営優良法人認定事務局
（日本経済新聞社）
藤尾典篤

「健康経営」は「健康投資」の概念が大切



健康経営とは…

- ・ 従業員等の健康保持・増進を目的として投下された取組みへの投資（コストではない）。
- ・ 直接のプログラムだけでなく、参加しやすい環境・制度・風土への投資も含む。
- ・ 人的資本（健康を通じてあらゆる能力・意欲向上に繋げる）、社会関係資本（経営と従業員、従業員間の信頼、ネットワーク、心理的安全性）を生み出す。



**企業の価値を高める、企業の成長につなげる、持続可能性を高める
経営手法**

健康経営優良法人顕彰制度



健康経営に取り組む優良な企業を見える化するための表彰制度

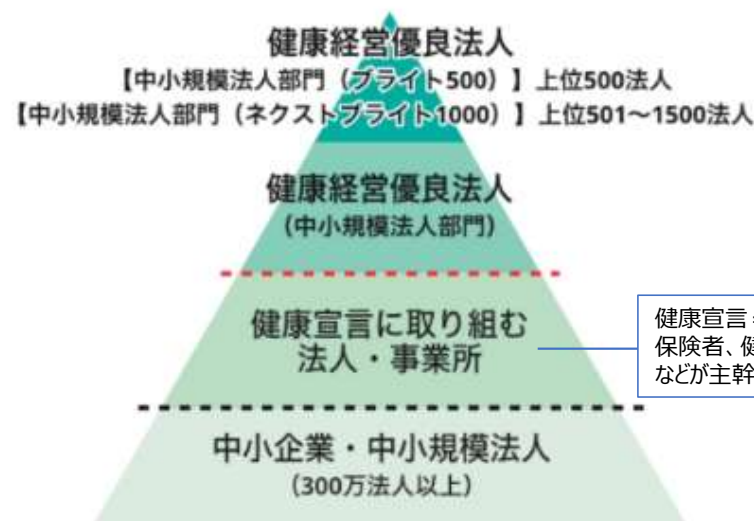
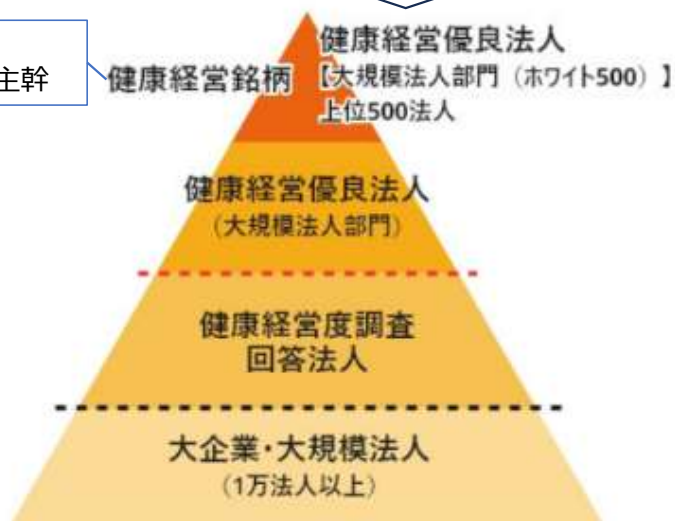
経済産業省と連携しながら、認定機関である日本健康会議のもと、健康経営優良法人認定事務局が運営。

大企業 等

令和8年度
健康経営銘柄Premier顕彰
開始

中小企業 等

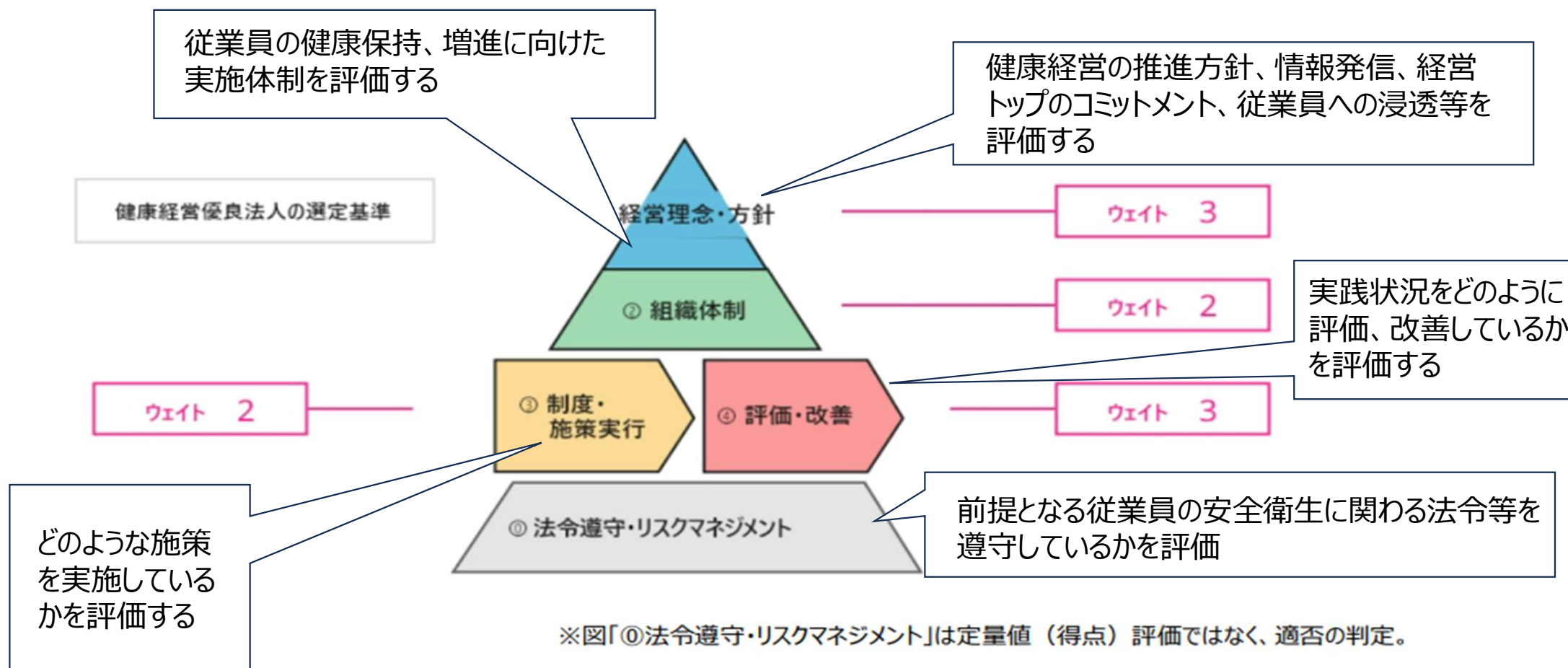
経済産業省と
東京証券取引所が主幹



健康宣言 =
保険者、健康保険組合、協会けんぽ
などが主幹

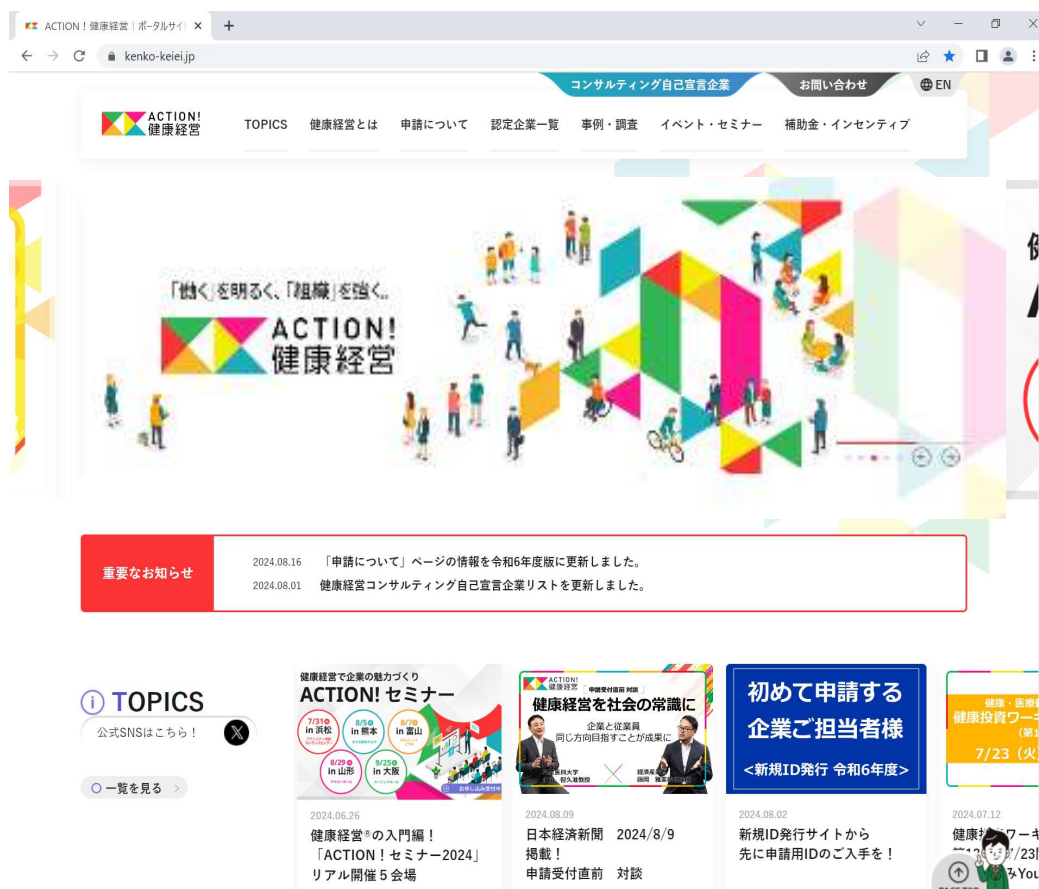


健康経営優良法人の評価フレーム



健康経営優良法人認定事務局からの情報発信

(申請認定に関する情報もこちらにすべて掲載します)



公式ポータルサイト：ACTION!健康経営
<https://kenko-keiei.jp/>



ACTION! 健康経営

Xでの事務局公式アカウント
@act_kenkokeiei

https://x.com/act_kenkokeiei

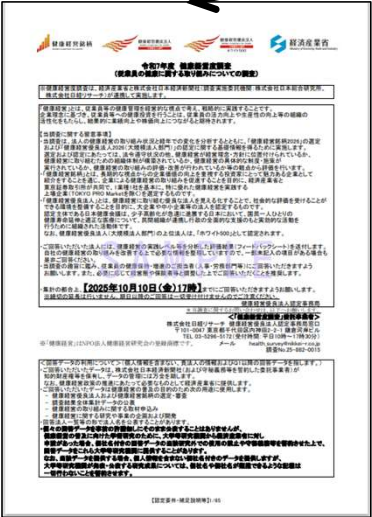


今後も「ACTION!健康経営」や
公式「X」アカウントで
健康経営に関する情報を積極的に発信！

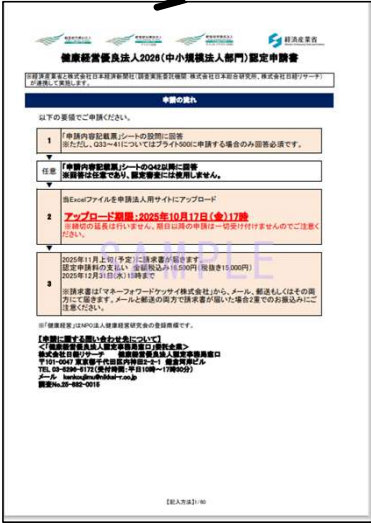
健康経営度調査票、認定申請書のサンプル



健康経営優良法人認定を初めてご申請される方は、ぜひこちらのサンプルを眺めてから始めてください。



【大規模法人部門】健康経営度調査票



【中小規模法人部門】健康経営優良法人認定申請書

申請フロー（中小規模法人部門における申請の4STEP）

具体的な申請、認定までのフローを4 Stepでご説明いたします。



STEP1 健康宣言事業に参加



中小規模法人部門への申請には「健康宣言事業」への参加が必須です。

保険者の「健康宣言事業」に参加しましょう。「健康宣言事業」に参加するには、加入保険者へ連絡し、健康宣言事業への参加方法等をご確認ください。

※加入保険者が健康宣言事業を実施していない場合、自治体の健康宣言事業へ参加するか、自社で健康宣言を行いましょう。



STEP2 健康経営を実践



経営層としっかり話し合い、健康経営の意義を理解していただいたうえで、自社の経営理念や経営戦略を実現するための健康課題を明確にします。組織を整え、健康課題の解決につながるよう戦略的に健康投資をします。継続できる組織体制や専門家の視点も重要です。保険者や自治体、経済団体等の地域ネットワークを積極的に活用しましょう。

※保険者は特定検診・特定保健指導等をはじめとした健康経営の施策に欠かせないパートナーです。連携を強化しましょう。

実施した施策に関しては、しっかりと事後振り返り、次の施策に活かしていきます。



STEP3 申請書をダウンロードして申請



申請期間に「ACTION!健康経営」内に開設される申請ページから、申請書をダウンロードします。入力後、申請書をアップロードすれば申請完了です。

※申請内容の詳細がわかる説明書類について、申請時の提出は不要ですが、いつでも提出できるよう用意が必要です。

※申請ページ開設のお知らせメールはID取得時に登録したメールアドレスに届きます。



STEP4 健康経営優良法人に認定

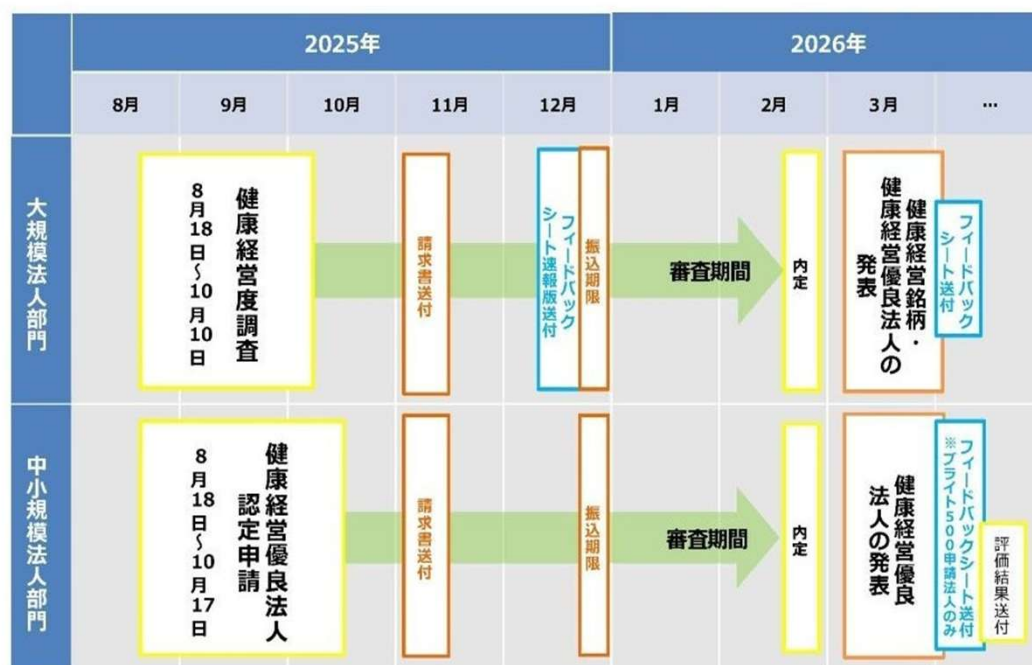
認定要件を満たした場合、認定通知がメールで届きます。



スケジュールと認定申請料について

※下記は令和7年度申請のスケジュールです

スケジュール



【大規模法人】

80,000円（税込88,000円）/件

※グループ会社と合算で申請する場合、
申請主体となる法人80,000円（税込88,000円）
に加え、同時認定対象となる法人1社につき
15,000円（税込16,500円）が加算になります

【中小規模法人】

15,000円（税込16,500円）/件

健康経営優良法人の認定要件

健康経営優良法人2026（大規模法人部門）認定要件

大項目	中項目	小項目	評価項目	該当設問	大規模	総務・ホワイト500
1. 経営理念・方針		健康経営の戦略、社内外への情報開示	健康経営の方針等の社内外への発信	Q17 & Q18(a) & Q18SQ4	必須	
			健康経営の推進方針の浸透	Q17SQ4	-	必須
			従業員パフォーマンス指標及び測定方法の開示	Q18SQ3	-	必須
		自社従業員を超えた健康増進に関する取り組み	①トップランナーとして健康経営の普及に取り組んでいること	Q20 & Q21	左記①～⑦のうち14項目以上	必須
2. 組織体制		経営層の体制	健康づくり責任者が役員以上	Q22	必須	
			健康経営推進に関する経営レベルの会議での議題・決定	Q23	-	必須
		実施体制	産業医・保健師の関与	Q26	必須	
3. 制度・施策実行	従業員の健康課題の把握と必要対策の検討	健保組合等保険者との連携	健保組合等保険者との協議・連携	Q28 & Q29		
		健康課題に基づいた具体的な目標の設定	健康経営の具体的な推進計画	Q33	必須	
		健診・検診等の活用・推進	②従業員の健康診断の実施(受診率100%)	Q34(a)	左記①～⑦のうち14項目以上	左記②～⑦のうち14項目以上
			③受診勧奨に関する取り組み	Q35 or Q36		
			④50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施	Q37(a)		
	健康経営の実践に向けた土台づくり	ヘルスリテラシーの向上	⑤管理職または従業員に対する教育機会の設定 ※「従業員の健康保持・増進に関する教育」については参加率(実施率)を測っていること	Q38(a) or Q38(b) or (Q39 & Q39SQ2(b))		
			⑥適切な働き方の実現及び育児・介護の両立支援の取り組み	Q41 & Q42 & Q44		
		職場の活性化	⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み	Q46		
		仕事と治療の両立支援	⑧がん等の私病に関する復職・両立支援の取り組み(⑮以外)	Q47		
		性差・年齢に配慮した職場づくり	⑨女性の健康保持・増進に向けた取り組み	Q48 & Q49		
			⑩高齢従業員の健康や体力の状況に応じた取り組み	Q50		
	従業員の心と身体の健康づくりに関する具体的対策	保健指導	⑪保健指導の実施及び特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み ※「生活習慣病予防備群者への特定保健指導以外の保健指導」については参加率(実施率)を測っていること	Q51 & Q52 & Q53 & Q53SQ1		
			⑫食生活の改善に向けた取り組み	Q54		
		具体的な健康保持・増進施策	⑬運動機会の増進に向けた取り組み	Q55		
			⑭長時間労働者への対応に関する取り組み	Q57		
			⑮心の健康保持・増進に関する取り組み	Q58		
		感染症予防対策	⑯感染症予防に関する取り組み	Q61		
			⑰喫煙率低下に向けた取り組み	Q62		
		喫煙対策	受動喫煙対策に関する取り組み	Q63		必須
4. 評価・改善	健康経営の推進に関する効果検証		健康経営の実施についての効果検証	Q71	必須	
5. 法令遵守・リスクマネジメント	定期健診を実施していること、50人以上の事業場においてストレスチェックを実施していること、労働基準法または労働安全衛生法に係る違反により送検されていないこと等 ※Q4SQ1誓約事項参照				必須	

いずれもR7年度
のものです

健康経営優良法人認定2026（中小規模法人部門）認定要件

大項目	中項目	小項目	評価項目	該当設問(該当Qに対応するSQも含めて回答が必要)	認定要件			
					中小規模法人部門		小規模事業者向け特例	
1. 経営理念・方針			健康宣言の社内外への発信及び経営者自身の健診受診	Q6&Q7	必須		必須	
2. 組織体制			健康づくり担当者の設置	Q8	必須		必須	
			(求めに応じて)40歳以上の従業員の健診データの提供	Q9				
3. 制度・施策実行	(1)従業員の健康課題の把握と必要対策の検討	健康課題に基づいた具体的な目標の設定	健康経営の具体的な推進計画	Q10	必須		健康計画の2項目以上の具体的な	
		健康課題の把握	①従業員の健康診断の実施(受診率実質100%)	Q11				
			②受診勧奨の取り組み	Q12①or Q12②				
			③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施	Q13				
	(2)健康経営の実践に向けた土台づくり	ヘルスリテラシーの向上	④管理職または従業員に対する教育機会の設定	Q14orQ15	ブライト500・ネクストブライト1000は左記①～⑦のうち16項目以上	左記①～⑦のうち2項目以上	左記④～⑩のうち2項目以上	
		ワークライフバランスの推進	⑤適切な働き方実現に向けた取り組み	Q16				
			⑥仕事と育児または介護の両立支援の取り組み	Q17orQ18				
		職場の活性化	⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み	Q19				
			仕事と治療の両立支援	⑧がん等の私病に関する復職・両立支援の取り組み(⑮以外)				Q20
		性差・年齢に配慮した職場づくり	⑨女性の健康保持・増進に向けた取り組み	Q21				
			⑩高齢従業員の健康や体力の状況に応じた取り組み	Q22				
		(3)従業員の心と身体の健康づくりに関する具体的対策	具体的な健康保持・増進施策	⑪保健指導の実施または特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み				Q23orQ24
				⑫食生活の改善に向けた取り組み				Q25
				⑬運動機会の増進に向けた取り組み				Q26
				⑭長時間労働者への対応に関する取り組み				Q27
			感染症予防対策	⑮心の健康保持・増進に関する取り組み				Q28
	⑯感染症予防に関する取り組み			Q29				
	喫煙対策			⑰喫煙率低下に向けた取り組み				Q30
				受動喫煙対策に関する取り組み				Q31
	4. 評価・改善			健康経営の取り組みに対する評価・改善				Q32
5. 法令遵守・リスクマネジメント			定期健診を実施していること、50人以上の事業場においてストレスチェックを実施していること、労働基準法または労働安全衛生法に係る違反により送検されていないこと、等 ※申請内容記載票の誓約事項参照		必須		必須	
ブライト500認定設問への回答					必須	-	-	



小規模事業者向け特例について

従業員数の少ない、小規模事業者の皆様については、取組の実態に合わせた健康経営の推進を促すにあたり、認定要件を低減した特例を設けている。

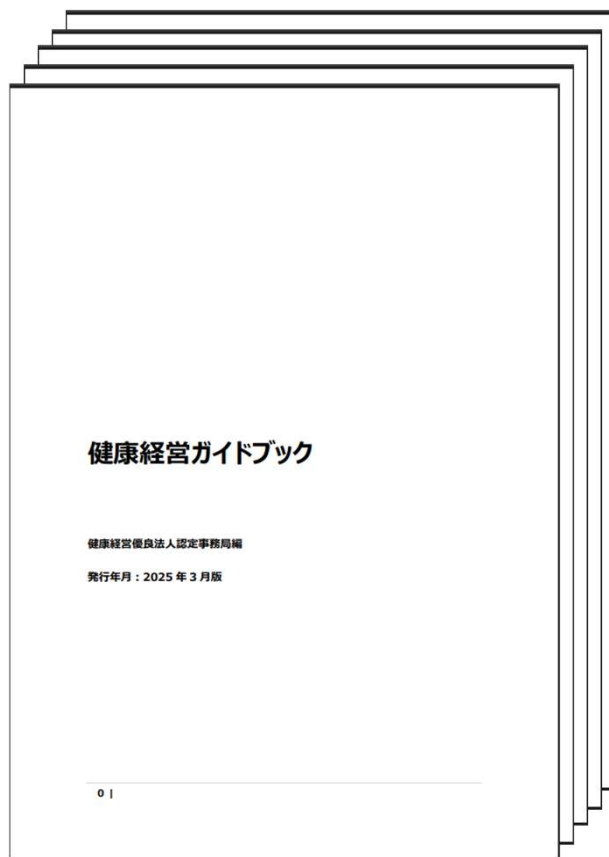
図表 35 小規模事業者向け特例制度 対象法人の要件

法人格	業種	常時使用する従業員数
会社法上の会社等	卸売業	5 人以下
	小売業	5 人以下
	サービス業	5 人以下
	製造業その他	20 人以下
会社法上の会社等以外の法人		5 人以下

大項目	中項目	小項目	評価項目	該当設問(該当Qに対応するSQも含めて回答が必要)	認定要件		
					中小規模法人部		小規模事業者向け特例
1. 経営理念・方針			健康宣言の社内外への発信及び経営者自身の健診受診	Q6&Q7	必須		必須
2. 組織体制			健康づくり担当者の設置	Q8	必須		必須
			(求めに応じて)40歳以上の従業員の健診データの提供	Q9			
3. 制度・施策実行	(1)従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	健康課題に基づいた具体的な目標の設定	健康経営の具体的な推進計画	Q10	必須		健康経営のうち2項目以上左記③の項目
		健康課題の把握	①従業員の健康診断の実施(受診率実質100%)	Q11			
			②受診勧奨の取り組み	Q12①or Q12②			
			③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施	Q13			
	(2)健康経営の実践に向けた土台づくり	ヘルスリテラシーの向上	④管理職または従業員に対する教育機会の設定	Q14orQ15	ブライツ500・ネクストブライツ1000は左記①～⑯のうち16項目以上	左記①～⑯のうち2項目以上	左記④～⑯のうち2項目以上
		ワークライフバランスの推進	⑤適切な働き方実現に向けた取り組み	Q16			
			⑥仕事と育児または介護の両立支援の取り組み	Q17orQ18			
		職場の活性化	⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み	Q19			
		仕事と治療の両立支援	⑧がん等の私病に関する復職・両立支援の取り組み(⑤以外)	Q20			
		性差・年齢に配慮した職場づくり	⑨女性の健康保持・増進に向けた取り組み	Q21			
			⑩高齢従業員の健康や体力の状況に応じた取り組み	Q22			
		具体的な健康保持・増進施策	⑪保健指導の実施または特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み	Q23orQ24			
			⑫食生活の改善に向けた取り組み	Q25			
			⑬運動機会の増進に向けた取り組み	Q26			
			⑭長時間労働者への対応に関する取り組み	Q27			
	(3)従業員の心と身体の健康づくりに関する具体的対策	感染症予防対策	⑮心の健康保持・増進に関する取り組み	Q28			
			⑯感染症予防に関する取り組み	Q29			
		喫煙対策	⑰喫煙率低下に向けた取り組み	Q30			
			受動喫煙対策に関する取り組み		Q31	必須	
4. 評価・改善			健康経営の取り組みに対する評価・改善	Q32	必須		必須
5. 法令遵守・リスクマネジメント			定期健診を実施していること、50人以上の事業場においてストレスチェックを実施していること、労働基準法または労働安全衛生法に係る違反により送検されていないこと、等 ※申請内容記載票の誓約事項参照		必須		必須
ブライツ500認定設問への回答					必須	-	-



「健康経営優良法人認定」を受ける近道（健康経営ガイドブック）



「健康経営ガイドブック 健康経営優良法人認定事務局編」は、

経済産業省から2016年に公開された『企業の「健康経営ガイドブック」～連携・協働による健康づくりのススメ～（改定第1版）※1及び2020年に公表された「健康投資管理会計ガイドライン」※2の内容を一体として整理し、健康経営の定義や健康投資による効果、**健康経営の実践手順**、健康経営戦略マップの作成方法、健康経営に関する情報開示について取りまとめています。



健康経営優良法人認定事務局公式ポータルサイト

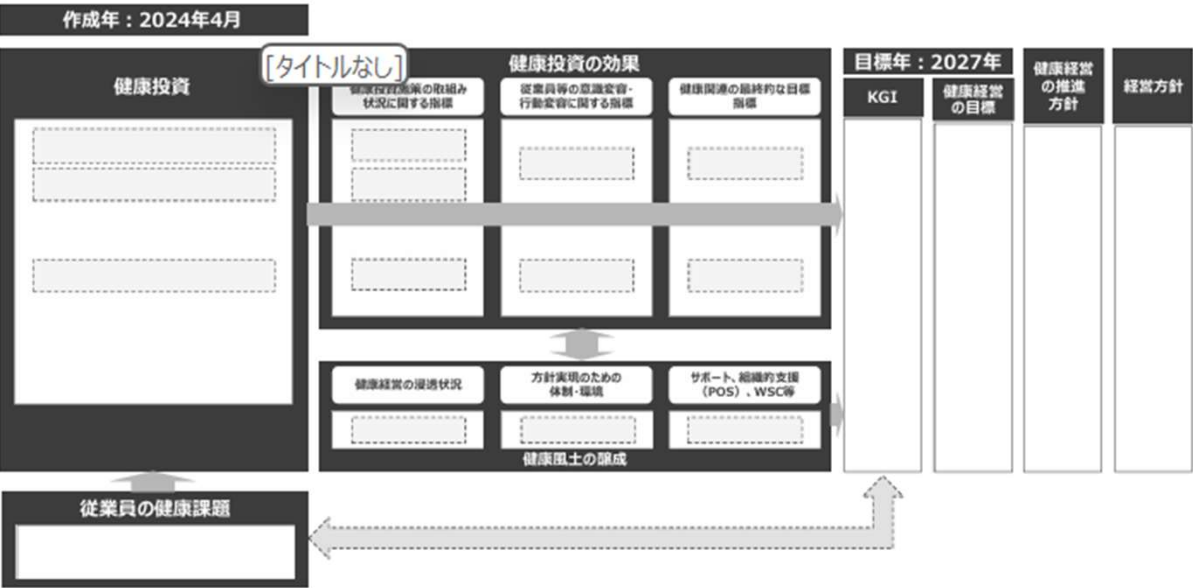
<https://kenko-keiei.jp/5171/>
から無料でダウンロードいただけます。

「健康経営優良法人認定」を受ける近道（健康経営戦略マップ）



経営方針や組織の健康課題を検討して、経営者や役員クラスと共有をして、
 中小企業法人部門の場合は健康宣言を行います。
 それを改善する健康づくり施策を目標をもって実施し、結果をチェックして改善を行っていく方法が手間がかかるようで、
 効率的で効果が出やすい手法です。

【健康経営戦略マップ】



健康経営戦略マップは、健康投資のストーリーを見える化するものです。

経営者と健康経営推進担当者、健康経営推進担当者とその他の従業員や産業保健専門スタッフ、支援事業者などで共有しながら、健康経営の質を1年1年高め、結果の出るものにするためのツールです。

様式は各社各様で問題ありませんので、毎年書き換えても構いません。

ACTION
健康経営

あなたの会社は
元気ですか?

ACTION!
健康経営

出勤表

藤尾	通院
清水	出社
望月	長期療養中(労務法)
田川	労務法(付添員)
高橋	病欠
原	出社
佐司	労務
山崎	出社



申請に向けて担当者は確認しましょう

以下のそれぞれの情報をご確認ください。



国家戦略の中で健康経営がどう変わっていくのか
本年度の健康経営度調査、健康経営優良法人（中小規模法人部門）申請書の審議が行われる

経済産業省「健康経営推進検討会」（7月14日予定）

申請をサポートする健康経営優良法人認定事務局からの以下3点

- ・申請の手引き（8月下旬予定）
- ・申請に関する説明ウェブセミナー（9月上旬予定）
- ・各部門のよくある質問

最後に、健康経営とは（私見）、

「組織を愛で満たすこと」

自分を大切に、周囲を大切に、従業員を大切に、大事な人を大切に



健康風土の醸成

企業や組織の中で「健康を重視する考え方や行動が当たり前になっている状態」



企業や組織の経営に前向きな効果

生産性の向上→業績向上、誰もが尊重され働きやすい職場→離職率の低減
イキイキと働く職場の魅力→採用力向上、優良法人認定制度による信頼性・ブランド向上



周囲からも尊敬され、持続可能な成長力の高い企業・組織へ

ご清聴いただき
ありがとうございました